

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 4 号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和 3 7 年川崎市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 5 第 1 項中「第 3 5 条第 1 項第 1 号」を「第 3 0 条第 1 項第 1 号」に改める。

別表第 1 中

「

小倉中	幸区小倉 3 丁目	2 4	
小倉西	幸区小倉 5 丁目	1 0 6	

」

を

「

小倉中	幸区小倉 3 丁目	2 4	
-----	-----------	-----	--

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 6 日から施行する。ただし、第 1 条の 5 第 1 項の改正規定は、同月 1 日から施行する。